

長浦小学校 学校いじめ防止基本方針

<いじめ防止等の対策に関する構え>

学校は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止の対策を行う。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにする。

めざす子ども像

「笑顔で“できる”長浦っ子」

- え 笑顔の力で つながる なかま【豊かな心】
- が がんばれる わたしをわたしが つくるんだ【健やかな体】
- お お互いの持ち味生かして高め合う【確かな学力】

いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当者、関係学級担任、必要に応じて当該事案の発見・対処に深く関わりのある教職員で構成する。

専門家・外部関係者

- ・民生児童委員
- ・SC
- ・SSW

育友会・地域との連携

- 学級規模のいじめでは、いじめられている児童や保護者の意向を確認し、学級懇談会で事実を伝え、学校の指導への協力を求める。
- プライバシーには配慮し、解決策を共に考えてもらう。

関係機関との連携

- 日常的に情報発信を行う。
- いじめ発生の場合は、個人情報に留意しつつ、正確な情報提供を行う。
- 協議に関する具体的な検討事項を学校として整理してから会議に臨む。

児童会

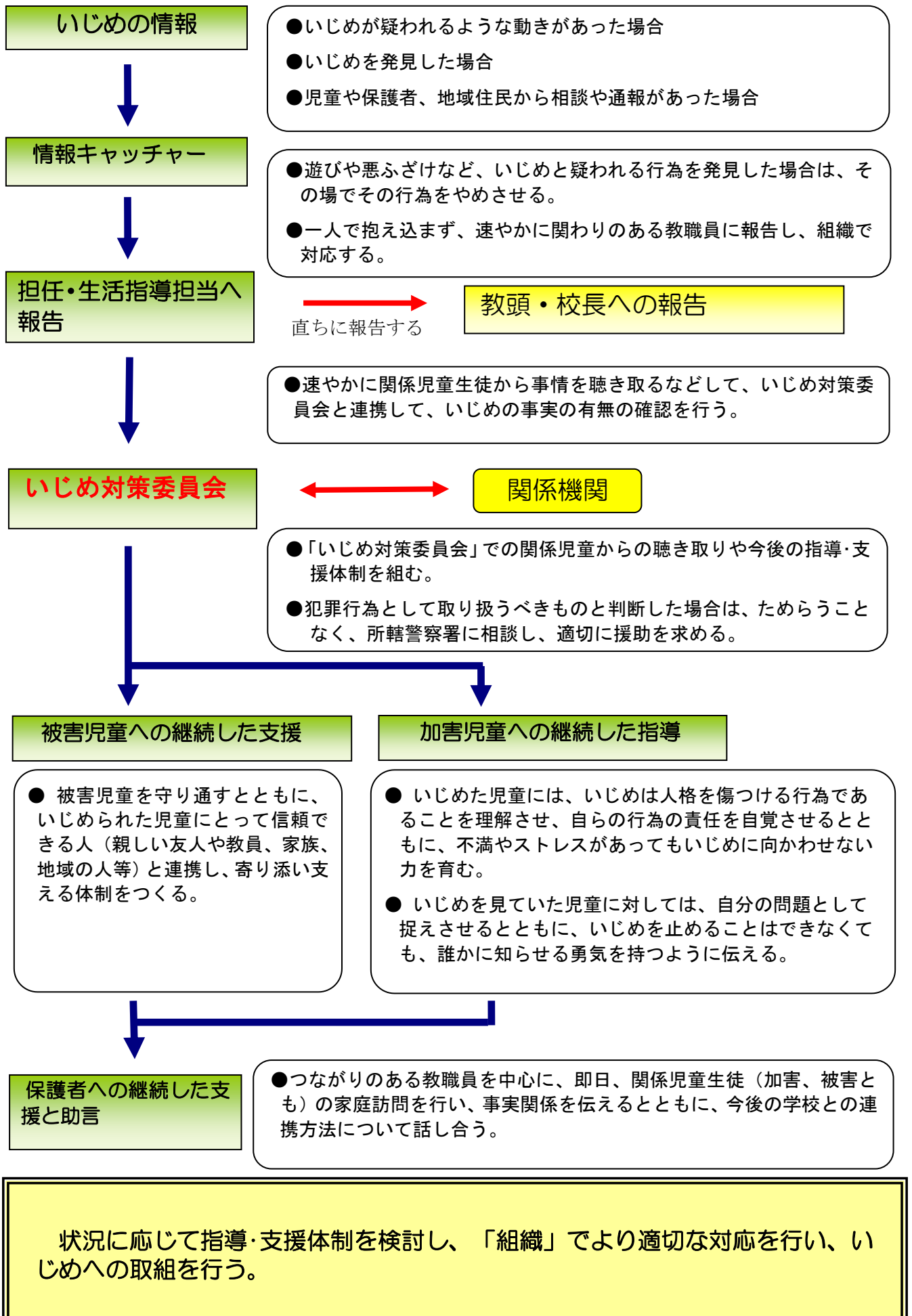
- 児童がいじめ問題について当事者意識をもち予防していくことができるよう、望ましい集団活動を目指す特別活動の充実を図り、よりよく生きるための自主性・自治性を育てる。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめが発生した場合の対応 (フロー図)



いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- ① いじめについての共通理解、研修。
- ② 教育活動全体を通じた居場所づくり、絆づくり。
- ③ いじめを許さない、見過ごさない土壌づくり。
- ④ インターネットを通して行われるいじめの防止。
- ⑤ 家庭・地域との連携を密にし、より豊かな体験活動の充実。

いじめの早期発見

- ① 毎月の児童アンケート(心の天気)、定期的な個人面談等を行い、児童の悩みやいじめの実態をつかむ。
- ② 子どもが気軽に相談できる教育相談コーディネーター体制を充実させる。
- ③ 日常の児童の観察を行い、細かなことでも職員室で情報交換をし、必要に応じて記録する。
- ④ 保護者との面談をはじめ、家庭・地域との情報交換を密にし、児童の気になる言動やいじめの問題に対して、保護者がすぐに相談できる信頼関係を築く。

いじめに対する措置

- ① いじめについての事実確認
 - 必ず複数で対応・・・当該学級担任等及びいじめ対策委員会
 - 被害者・加害者、関係者から聞き取り、事実確認
- ② 組織で対応
 - ア) 指導指針や体制について協議(いじめ対策委員会)
 - イ) 協議した内容や対応経過について、全職員の共通理解の徹底
 - ウ) チームで対応・指導
 - エ) 校外の関係者や専門機関との連携
 - オ) いじめ解消後の継続的かつ注意深い観察や見守り
 - カ) 再発防止

重大事態発生時の取組

【いじめ重大事態について】 ※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

(1) 調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめのチェックリスト

1 いじめられている子どもが発するサイン

- ① 身体や体調
- ② しぐさや態度
- ③ 友達との関係
- ④ 生活面

2 学校での生活場面でのチェックポイント

- ① 学級の雰囲気
- ② 登校時や朝の会
- ③ 授業時間
- ④ 昼食時
- ⑤ 休み時間
- ⑥ 掃除や諸活動
- ⑦ 学級活動や班・係活動
- ⑧ 放課後

3 家庭でのチェックポイント

- ① 服装
- ② 持ち物
- ③ 金銭
- ④ 家庭学習
- ⑤ 態度やしぐさ
- ⑥ 身体や体調
- ⑦ 友人関係

4 いじめている子どもが家庭で出すサイン

- ① 持ち物
- ② 金銭
- ③ 態度やしぐさ

年間活動計画

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
毎 月	「心の天気」の実施（こころの時間） 児童理解の会 対応策の検討・整理	9月～10月	・第3回代表委員会 「（生活面をよくするための課題）」
4月～ 5月	「いじめ防止基本方針の確認」 ・第1回代表委員会 「運動会を盛り上げよう」	11月～12月	「人権週間への取り組み」 「ハッピースマイル発表会」
6月～ 8月	・第2回代表委員会 「みんなが笑顔になる取組を考えよう」 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」 平和集会への取り組み	1月～3月	・第4回代表委員会 「6年生を送る会をしよう」 引継のための資料作り 引継ぎシート

様々な相談機関

相 談 窓 口	電話番号・メールアドレス	相談時間
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE 相談あり	8:45～17:30 (月～金)
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～16:00 (月～金)
長崎市こども・子育てイカオ相談	095-822-3725 LINE 相談あり	8:45～17:30 (月～金)
長崎こども・女性・障害者センター	095-844-6166	9:00～17:45 (月～金)
子ども・家庭 110 番	095-844-1117	9:00～20:00 (月～金)
長崎子ども・若者総合相談センター (ゆめおす)	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00～22:00 (月～水、金) 10:00～18:00 (土)
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45 (月～金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00 (毎日) 第 1・3 土曜日は 24 時間
こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 13:00～15:15 (月～金)
こどもの人権 110 番	0120-007-110 メール・LINE 相談あり	8:30～17:15 (月～金)
24 時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	24 時間 (毎日)